

信託終了（繰上償還）に関する書面決議のお知らせ

このたび、当社では、下記の追加型証券投資信託につきまして、平成 27 年 7 月 28 日をもって信託を終了（繰上償還）すること（以下、「本議案」といいます。）に関して、平成 27 年 4 月 23 日に書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を実施いたします。

1. 対象となる証券投資信託の名称

野村アジア成長国株ファンド（愛称:ネオアジア）

2. 信託終了（繰上償還）の提案の理由

当ファンドの受益権の口数が 30 億口を下回る状態にあるため、投資信託約款の規定に基づき、信託終了（繰上償還）に関する書面決議の手続きをとることといたしました。

3. 諸手続きについて

平成 27 年 3 月 9 日時点の当ファンドの受益者の皆様に対して、後日、本議案に関する議決権行使書面を送付いたしますので、当該書面決議について議決権を行使される方は、平成 27 年 4 月 22 日（必着）までに、議決権行使書面に必要事項をご記入の上、ご郵送ください。なお、議決権を行使されない場合は、約款第 48 条第 3 項の規定により、当該受益者は本議案について賛成するものとみなされます。

本議案が可決（賛成した受益者の受益権の合計口数が、平成 27 年 3 月 9 日現在の受益権の総口数の 3 分の 2 以上）となった場合は、平成 27 年 7 月 28 日をもって信託を終了（繰上償還）いたします。なお、償還価額は、平成 27 年 7 月 28 日の基準価額となります。

本議案が可決され、信託終了（繰上償還）が決定した場合でも、信託終了（繰上償還）までの期間、取扱販売会社においては、書面決議前と同様に、通常通り換金（解約）のお申込みをお受けいたします。

当ファンドは、受益者の方が換金（解約）のお申込みを行なったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることによりお申込みに応じ、公正な価格により当該委託会社に対して解約代金が支払われます。

そのため、当ファンドは投資信託及び投資法人に関する法律第 18 条第 2 項に定める委託者指図型投資信託に該当し、本議案に反対された受益者が受託会社に対して投信法第 18 条第 1 項に定める受益権の買取請求を行なうことはできません。

以上

平成 27 年 3 月 6 日

東京都中央区日本橋一丁目 12 番 1 号
野村アセットマネジメント株式会社